

【参考】

地球温暖化防止京都会議の概要

気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議の結果概要

平成 9 年 1 2 月

環境庁地球環境部

1. 会期・場所・参加者

会 期：12月1日（月）～10日（水）（実際には11日まで続行）

場 所：国立京都国際会館（京都市左京区）

参加者：締約国 155 ヶ国 1,534 人、非締約国 6 ヶ国 29 人、その他関係者 710 人、オブザーバー 278 団体 3,865 人、報道関係者 3,712 人。計 9,850 人（国連発表）

2. 会議の概要

会議は、1日午前の本会議で大木環境庁長官を議長に選出した後、全体委員会（本会議のもとに設置された検討機関）、全体委員会のもとで個別課題を検討する交渉グループを設置し、討議を開始した。

また、これらの公式会合とは別に、EU 諸国、非 EU 先進国（JUSSCANNZ）、発展途上国（G77+China）、小島嶼国連合（AOSIS）などのグループが非公式に会合を行い、各グループの交渉ポジションを検討した。

8日からは、橋本総理、ゴア米副大統領等の参加をも得て、閣僚レベルでの会合が開催され、予定より1日遅れの11日の本会議において、先進国における温室効果ガスの排出削減目標などを定めた「京都議定書」を採択した。

なお、次回会議は明年11月にアルゼンチンのブエノスアイレスで開催することが決定された。

3. 会議の成果

今回の会議では、第1回締約国会議の決定（ベルリン・マンデート）に従って、「京都議定書」が採択された（別紙参照）。京都議定書においては、先進国の温室効果ガスの排出削減目標について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、クリーン開発メカニズムや先進国間の排出量取引、共同実施等の仕組みが合意され

る等、今後の地球温暖化防止対策に向けて大きな一歩を踏み出すこととなった。

4．今後の課題

京都議定書において、我が国では、目標期間（2008年から2012年）における温室効果ガスの平均排出量を1990年水準から6%削減することが必要となる。これは、我が国にとってぎりぎり受け入れ可能な厳しい目標であり、その達成のためには、国内における温暖化対策について、その制度的な基礎を含め、抜本的な見直しを行い、国民各界、各層による対策の徹底を図ることが不可欠である。

また、京都議定書の円滑な実施に向けて、議定書において導入が決定されたものの、その詳細については今後詰めることとされているクリーン開発メカニズム、先進国間の排出量取引や共同実施等の国際的制度の確立等に向けて、我が国として積極的に貢献していく必要がある。さらに、これらの国際的制度に対応し得る国内の仕組みを整備する必要がある。

途上国における対策の強化については、条約上の既存の約束の実施の推進に係る規定が議定書に設けられたものの、自主的な目標設定に関する規定やいわゆるエボリューション（途上国における排出抑制・削減の数値目標設定に向けた交渉プロセス）については、途上国の強い反対により、議定書には盛り込まれなかった。将来の途上国からの温室効果ガス排出量の増加を考慮すれば、先進国における対策だけでは地球温暖化防止には不十分であり、途上国における対策の一層の推進方策について模索していく必要がある。

COP3 で採択された「京都議定書」のポイント

1. 数値目標 (第3条)

対象ガス	二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF6
基準年	1990年 (HFC、PFC、SF6については1995年とし得る)
吸収源の取扱い	限定的な活動 (1990年以降の新規の植林、再植林及び森林減少) を対象とした温室効果ガス吸収量を加味
目標期間	2008年から2012年
削減目標	<p>附属書 締約国全体の対象ガスの人為的な総排出量を、目標期間中に基準年に比べ全体で少なくとも5%削減する。</p> <p>各附属書 締約国は、目標期間中の対象ガスの人為的な排出量が、個別の割当量を超過しないことを確保する。例えば、 日本の割当量：基準年の94% (6%削減) 米国の割当量：基準年の93% (7%削減) EUの割当量：基準年の92% (8%削減)</p>
バンキング	目標期間中の割当量に比べて排出量が下回る場合には、その差は、次期以降の目標期間中の割当量に加えることができる。

2. 政策・措置 (第2条)

各附属書 締約国 (先進国) は、数値目標を達成するため、例えば、エネルギー効率の向上等の措置をとる。

3. バブル (共同達成) (第4条)

数値目標の達成の約束を共同で果たすことに合意した附属書 締約国は、これら諸国の総排出量が各締約国の割当量の合計を上回らない場合には、その約束を果たしたと見なされる。(これらの規定によりEUバブルが可能となる。)

4. 排出量取引 (第16条その2)

附属書 締約国は、議定書の約束を達成するために、排出量取引に参加できる。条約の締約国会議は、排出量取引に関連する原則やルール、ガイドライン等を決定する。数値目標の達成を果たすため、全ての附属書I締約国は、他の附属書I締約国から、割当量を移転又は獲得することができる。COP3においては、排出量取引に関し、COP4において関連規則などを検討することなどを決めた。

5. 共同実施 (第6条)

数値目標を達成するため、附属書I締約国は、発生源による人為的排出を削減することあるいは吸収源による人為的除去を増進することを目的としたプロジェクトによる排出削減ユニットを他の附属書 締約国に移転し、又は他の附属書 締約国から獲得することができる。附属書 締約国と非附属書 締約国との共同実施は、クリーン開発メカニズムの下で行うことができる。

6．クリーン開発メカニズム（第12条）

クリーン開発メカニズムは、非附属書 締約国の持続可能な開発と気候変動枠組条約の目的達成を支援し、かつ附属書 締約国の数値目標の達成を支援するもの。

本メカニズムにより、非附属書 締約国は排出削減に繋がるプロジェクト実施による利益が得られ、附属書 締約国はこうしたプロジェクトによって生ずる「承認された削減量」を自国の数値目標の達成のために使用できる。

7．不履行（第17条）

本議定書の第1回締約国会合で、例えば不履行の原因、態様、程度や頻度を考慮に入れた不履行の内容に関するリスト等、条約の不履行に対する適正かつ効果的な手続及び仕組みについて承認される。

8．発効要件（第24条）

本議定書を批准した附属書 締約国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が、全附属書 I 締約国の合計の排出量の55%以上を占め、かつ、55ヶ国以上の国が批准した後、90日後に発効。